

議案第108号

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しに伴う改正

飛驒市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する 条例

飛驒市老人福祉センター割石温泉条例（平成16年飛驒市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表使用料金表 1 入浴料の表を次のように改める。

1 入浴料（入湯税は含まない。）

区分	入浴料（1人1回）	回数券（11回券）
本市に住所を有する70歳以上の者 （当該年度内に70歳に到達する者を含む。）	200円	2,000円
本市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた者	200円	2,000円
一般（中学生以上の者）	400円	4,000円
小学生	200円	2,000円
小学生未満	無料	—

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（入浴料に関する経過措置）

2 次の各号に掲げる期間内に入浴する本市に住所を有する65歳以上70歳未満の者（当該年度内に70歳に到達する者は含まない。）の入浴料は、改正後の飛驒市老人福祉センター割石温泉条例第5条の規定にかかわらず、当該各号に定める入浴

料とする。

- (1) 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで 入浴料（1人1回）200円
回数券（11回券）2,000円
- (2) 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで 入浴料（1人1回）300円
回数券（11回券）3,000円

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略			本則・附則 略		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
使用料金表			使用料金表		
1 入浴料			1 入浴料（入湯税は含まない。）		
区分	入浴料（1人1回）	回数券（11回券）	区分	入浴料（1人1回）	回数券（11回券）
本市に住所を有する <u>65歳以上</u> の者	200円	2,000円	本市に住所を有する <u>70歳以上</u> の者（当該年度内に70歳に到達する者を含む。）	200円	2,000円
身体障害者手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>	本市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた者	200円	2,000円
療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>			
精神保健福祉手帳の交付を受けた者	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>			
生活保護を受けている者	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>			
一般（12歳以上の者）	400円	4,000円	一般（ <u>中学生以上の者</u> ）	400円	4,000円
中人（6歳以上12歳未満の者）	200円	2,000円	小学生	200円	2,000円
小人（6歳未満の者）	無料	-	<u>小学生未満</u>	無料	-
以下 略			以下 略		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について														
担当部	市民福祉部														
提案理由	飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しに伴う改正														
制定改廃の根拠等	市独自の改正														
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>支援対象高齢者の見直し、障がい者支援充実のため、入浴料金区分を改め、それに伴い大きく負担が増える利用者については、段階的に料金を引き上げる措置を講じる。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 市内65歳以上70歳未満の入浴料は現行200円から500円（400円＋入湯税）に引き上げる（300円増）。</p> <p>(2) (1)の利用者は、激変緩和を図り段階的に入浴料を引き上げる。</p> <p>・入浴料（入湯税込）R6～R7年度：300円、R8～R9年度：400円</p> <p>(3) 市内障害者手帳所持者の入浴料は等級にかかわらず一律200円</p>														
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>(1) 利用者にとっては負担が増える。</p> <p>(2) 利用者の急激な負担増が軽減される。</p> <p>(3) 障害者手帳所持者が利用する際に負担が軽減される。</p> <p>【影響の規模】</p> <p>（参考）年間利用想定人数 ※コロナ影響前の令和元年度ベース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用想定人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内70歳以上</td> <td>25,671人</td> </tr> <tr> <td>市内障がい者</td> <td>1,149人</td> </tr> <tr> <td>一般（中学生以上）</td> <td>26,667人</td> </tr> <tr> <td>うち市内65歳以上70歳未満</td> <td>うち5,620人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>769人</td> </tr> <tr> <td>小学生未満</td> <td>870人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用想定人数	市内70歳以上	25,671人	市内障がい者	1,149人	一般（中学生以上）	26,667人	うち市内65歳以上70歳未満	うち5,620人	小学生	769人	小学生未満	870人
区分	利用想定人数														
市内70歳以上	25,671人														
市内障がい者	1,149人														
一般（中学生以上）	26,667人														
うち市内65歳以上70歳未満	うち5,620人														
小学生	769人														
小学生未満	870人														
施行日	令和6年4月1日														
備考															